

# 第183回 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2021年3月24日(水)  
午前10時(受付開始午前9時)

開催  
場所

東京都中央区京橋二丁目2番1号  
当社29階会議室

# TOYO INK SC

株主総会の来場記念品(お土産)のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては感染拡大防止の観点から、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年3月23日(火)午後5時まで



東洋インキグループオリジナルキャラクター  
「リオちゃん」



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。  
<https://s.srdb.jp/4634/>



東洋インキ SC ホールディングス株式会社

(証券コード 4634)



代表取締役社長  
グループCOO

高 島 悟

株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

東洋インキグループは、長期構想“SIC27 (Scientific Innovation Chain 2027)”を掲げ、革新的な発想を科学的に実行し、活動の連鎖により持続的に成長できる企業体質への変革を目指しております。今年から始まった中期経営計画“SIC-II”の目指す姿を「新たな時代に貢献する生活文化創造企業」として掲げ、次の3つの方針を掲げ取り組んでまいります。

#### 「事業の収益力強化」

～戦略的に高収益事業群に注力し利益をあげる

#### 「重点開発領域の創出と拡大」

～新常態に役立つ自社製品やサービスを提供する

#### 「持続的成長に向けた経営資源の価値向上」

～生産性の改善、多様性、DX推進、ガバナンスを重視する

新型コロナウイルスによる経済への影響は今後しばらく続くことが予想されますが、このような時こそ変革のチャンスと捉え、やるべきことを実行してまいります。

株主のみなさまには、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021年3月

## 東洋インキグループの理念

**経営哲学** 人間尊重の経営

**経営理念** 私たち東洋インキグループは、  
世界にひろがる生活文化創造企業を目指します。

世界の人びとの豊かさや文化に貢献します。

新しい時代の生活の価値を創造します。

先端の技術と品質を提供します。

**行動指針** 顧客の信頼と満足を高める知恵を提供しよう。

多様な個の夢の実現を尊重しよう。

地球や社会と共生し、よき市民として活動しよう。

株主権を尊重し、株主価値の向上に努め市場の評価を高めよう。

## 目次

● 第183回定時株主総会招集ご通知 .....	3
● 株主総会参考書類 .....	7
第1号議案  剰余金の処分の件 .....	7
第2号議案  取締役10名選任の件 .....	8
第3号議案  監査役2名選任の件 .....	15
第4号議案  取締役（社外取締役を 除く。）に対する譲渡制 限付株式の割当てのた めの報酬決定および取 締役の報酬額改定の件	19
(添付書類)	
● 事業報告 .....	22
● 連結計算書類 .....	49
● 計算書類 .....	53
● 監査報告書 .....	57

# 招集ご通知

(証券コード4634)  
2021年3月2日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目2番1号  
東洋インキＳＣホールディングス株式会社  
代表取締役社長 高島 悟

## 第183回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第183回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため適切な対策を実施のうえ、開催させていただくことといたしました。

株主のみなさまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って、2021年3月23日(火曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

5頁～6頁記載の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、スマート行使により、または当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月24日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目2番1号 当社29階会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第183期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第183期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定および取締役の報酬額改定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。
3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>) において掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>) において、修正後の事項を記載させていただきます。

#### <株主のみなさまへのお願い> —新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について—

- ・感染リスク低減のため、座席の間隔を例年よりも広げることから、ご用意できる座席数が減少いたします。そのため、当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、アルコール消毒液を配備いたしますので、入場前の手指消毒をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調が優れないと見受けられる方には、株主総会会場への入場をお断りさせていただく可能性がございますのであらかじめご了承ください。
- ・当社の役員および株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたします。
- ・お土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

#### <株主総会当日の様子の動画配信について>

株主総会当日の様子は、後日、当社ウェブサイトのニュースリリースにて配信いたします。

# 議決権行使のご案内

株主総会参考書類（7頁～21頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権のご行使には以下の方法がございます。

## 事前に議決権行使をする場合

### 書面による議決権行使

行使期限

2021年3月23日（火）  
午後5時

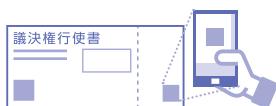


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

### インターネットによる議決権行使

行使期限

2021年3月23日（火）  
午後5時



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

行使期限

2021年3月23日（火）  
午後5時



当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

詳しくは右頁をご覧ください。

## 株主総会にご出席する場合



株主総会開催日時

2021年3月24日（水）  
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また第183回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

重複して議決権を行使された場合のお取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

その他

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル  
0120 (652) 031 (受付時間：9:00～21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について  
(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 「スマート行使」によるご行使

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

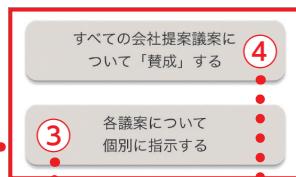


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

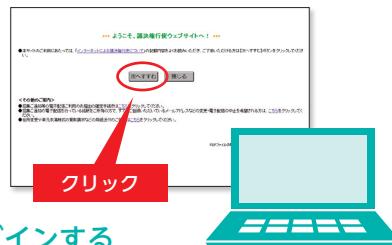


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

## 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



### ②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

---

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当につきましては、長期的に持続可能な経営基盤の確保に努めながら、安定的な配当の継続を重視することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針を踏まえたうえで、当期の業績および経営体質の強化、将来の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金45円 総額2,629,179,900円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月25日

## 第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（11名）が任期満了となります。つきましては、経営の意思決定迅速化のため取締役総数を1名減員し、監督機能強化のため社外取締役を1名増員することとし、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		就任期間	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	きたがわかつみ 北川 克己	再任	15年 9ヶ月	代表取締役会長	100% (17/17回)
2	たかしまさとる 高島 悟	再任	7年 9ヶ月	代表取締役社長	100% (17/17回)
3	あおやまひろや 青山 裕也	再任	11年 9ヶ月	専務取締役	100% (17/17回)
4	はまだひろゆき 濱田 弘之	再任	4年 9ヶ月	常務取締役	100% (17/17回)
5	なかのかずひと 中野 和人	再任	4年 9ヶ月	常務取締役	100% (17/17回)
6	あまりきみと 甘利 公人	再任	5年 9ヶ月	取締役	100% (17/17回)
7	きむらけいこ 木村 恵子	再任	4年 9ヶ月	取締役	100% (17/17回)
8	かねこしんご 金子 眞吾	再任	1年	取締役	77% (10/13回)
9	おのであちせ 小野寺 千世	新任	—	監査役	100% (17/17回)
10	よこいゆたか 横井 裕	新任	—	—	—

候補者番号

1

きた がわ かつ み  
北 川 克 己

生年月日

1953年9月26日生

再任

## 所有する当社の株式数

40,000株

## 取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月	当社入社	2009年4月	当社取締役副社長
2000年5月	当社社長室長	2009年6月	当社代表取締役副社長
2002年3月	当社ケミカル事業本部高分子事業統括部川越製造所長	2011年4月	当社代表取締役社長
2004年6月	当社執行役員	2014年4月	当社グループCEO (現在に至る)
2005年6月	当社取締役	2020年3月	当社代表取締役会長 (現在に至る)
2008年6月	当社常務執行役員		

## 取締役候補者とした理由

北川克己氏は、2011年に当社代表取締役社長に就任以降、強いリーダーシップを発揮し、当社における経営全般の業務執行と監督機能を担い、また2014年からはグループCEOとして当社グループ全体の業務執行と監督機能についても担っております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営全般の監督機能を担っていただくとともに、当社グループの企業価値向上を牽引していただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

たか しま  
高 島さとの  
悟

生年月日

1960年4月18日生

再任

## 所有する当社の株式数

16,166株

## 取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2016年6月	当社常務取締役
2004年12月	東洋インキタイランド株式会社 代表取締役社長	2019年3月	当社専務取締役
2011年4月	当社社長室長	2020年3月	当社代表取締役社長 (現在に至る)
2012年6月	当社執行役員	2020年3月	当社グループCOO (現在に至る)
2013年6月	当社取締役		
2014年4月	トーヨーケム株式会社 代表取締役社長		

## 取締役候補者とした理由

高島悟氏は、主に経営企画部門や国内外の主要な関係会社での要職を経て、2020年に当社代表取締役社長・グループCOOに就任以降、強いリーダーシップを発揮し、当社における経営全般の業務執行と監督機能を担うとともに、当社グループ全体の業務執行と監督機能を担っております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営全般の監督機能を担っていただくとともに、当社グループの企業価値向上を牽引していただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**3** あお やま ひろ や  
**青 山 裕 也** 生年月日 1956年4月2日生

再任

所有する当社の株式数

18,300株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2011年7月	当社人事・財務・総務・広報・監査室担当 (現在に至る)
2001年2月	当社人事部長	2013年6月	当社常務取締役
2007年6月	当社執行役員	2015年6月	当社専務取締役 (現在に至る)
2009年6月	当社取締役		

取締役候補者とした理由

青山裕也氏は、主に人事部門の要職を経て、2009年に当社取締役就任以降、人事戦略および財務戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**4** はま だ ひろ ゆき  
**濱 田 弘 之** 生年月日 1958年7月19日生

再任

所有する当社の株式数

5,423株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2015年6月	当社常務執行役員
2005年9月	当社経営管理部長	2016年6月	当社取締役
2012年7月	東洋インキヨーロッパ株式会社 代表取締役社長	2016年6月	当社グループ経営部長 (現在に至る)
2013年6月	当社執行役員	2019年3月	当社常務取締役 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

濱田弘之氏は、主に経営管理部門や海外関係会社での要職を経て、2016年に当社取締役に就任以降、経営戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**5** なかの かずひと **生年月日**  
**中野 和人** 1957年2月22日生

再任

## 所有する当社の株式数

6,641株

## 取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	当社入社	2019年3月	当社常務取締役 (現在に至る)
2009年4月	ライオケム株式会社取締役社長	2019年3月	当社品質保証・生産・環境、情報システム、CSR担当 (現在に至る)
2013年9月	トーヨーケム株式会社川越製造所長	2019年3月	当社生産・物流センター長
2014年6月	当社執行役員	2021年1月	当社生産・物流本部長 (現在に至る)
2016年6月	当社取締役		
2017年6月	当社情報システム担当兼東洋マネジメントサービス株式会社代表取締役社長		

## 取締役候補者とした理由

中野和人氏は、主に海外関係会社や生産管理部門での要職を経て、2016年に当社取締役に就任以降、生産管理分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**6** あま り きみと **生年月日**  
**甘利 公人** 1953年8月25日生

再任 社外 独立

## 所有する当社の株式数

3,100株

## 取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月	熊本大学法学部教授	2015年6月	当社社外取締役 (現在に至る)
1997年4月	上智大学法学部教授	2019年10月	柏木・天野法律事務所入所 (現在に至る)
2013年4月	東京弁護士会登録 (現在に至る)	2020年4月	上智大学名誉教授 (現在に至る)
2013年6月	当社社外監査役		

## 重要な兼職の状況

上智大学 名誉教授 柏木・天野法律事務所 弁護士

## 社外取締役候補者とした理由

甘利公人氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、保険法や会社法に関する高度な専門知識と弁護士資格を有する法学者としての高い識見を有しており、また、過去における当社監査役としての経験も踏まえ、2015年に当社取締役に就任以降、公正な立場で経営監督機能を果たしていただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**7** きむら けいこ 生年月日  
木村恵子 1959年10月13日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式数

1,000株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2016年6月	当社社外取締役（現在に至る）
1989年10月	シティバンク、エヌ・エイ入行	2017年6月	株式会社ヤシマキザイ社外取締役
2002年10月	第一東京弁護士会登録（現在に至る）		（監査等委員）（現在に至る）
2002年10月	安西・外井法律事務所（現安西法律事務所）入所（現在に至る）		

重要な兼職の状況

安西法律事務所 弁護士 株式会社ヤシマキザイ 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由

木村恵子氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士資格を有し、特に労働法・人事労務関連の高度な専門知識と幅広い識見を有しており、2016年に当社取締役役に就任以降、公正な立場で経営監督機能を果たしていただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**8** かね こ しんご 生年月日  
金こ真吾 1950年11月25日生

再任 社外

所有する当社の株式数

800株

取締役会への出席状況

77% (10回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年4月	凸版印刷株式会社入社	2010年6月	同社代表取締役社長
2003年6月	同社取締役	2019年6月	同社代表取締役会長（現在に至る）
2006年6月	同社常務取締役		
2008年6月	同社専務取締役	2020年3月	当社社外取締役（現在に至る）
2009年6月	同社代表取締役副社長		

重要な兼職の状況

凸版印刷株式会社 代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由

金子真吾氏は、凸版印刷株式会社において長年にわたり取締役を歴任し、2010年6月には同社の代表取締役社長に就任するなど、企業経営の分野をはじめとする豊富な経験と幅広い識見を有しております。なお、同氏は当社が定める独立性基準に準拠してはおりませんが、業界に精通した経営の専門家として当社グループを取り巻く事業環境を見据えたうえで、2020年に当社取締役役に就任以降、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言、指導いただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

おの ちせ  
の せ  
でら ち  
小野寺千世

生年月日

1966年1月2日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式数

900株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月	桜美林大学経営政策学部助教授	2018年4月	日本大学法学部教授 (現在に至る)
2005年4月	東海大学法学部教授	2019年3月	当社社外監査役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

日本大学 法学部教授

社外取締役候補者とした理由

小野寺千世氏は、過去に社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、保険法や会社法に関する高度な専門知識と法学者としての高い識見を有しており、また、これまでの当社監査役としての経験も踏まえ、公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

よこ い  
横 井

ゆたか

裕

生年月日

1955年1月10日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	外務省入省	2013年8月	特命全権大使トルコ国駐節
2006年9月	在米国大使館公使	2016年3月	特命全権大使中華人民共和国駐節
2008年7月	在上海総領事	2020年12月	外務省退官
2010年8月	在中華人民共和国特命全権公使		

社外取締役候補者とした理由

横井裕氏は、会社の経営に関与されたことはありませんが、長年にわたり外務省の要職を歴任し、外交を通じて培われた国際感覚と世界情勢に関する幅広い識見を有しております。その経歴と知見に基づいた経営への助言や業務執行に対する適切な監督を客観的かつ中立的な視点で遂行していただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者のうち、金子眞吾氏は凸版印刷株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と凸版印刷株式会社との間に特別の利害関係はありませんが、当社グループと同社グループの間には、製商品の売買などの取引があります。
2. 他の候補者と当社および当社の子会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 甘利公人氏、木村恵子氏、金子眞吾氏、小野寺千世氏および横井裕氏は、社外取締役候補者であります。
4. 甘利公人氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年9ヶ月であります。また、木村恵子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年9ヶ月であり、金子眞吾氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、甘利公人氏、木村恵子氏、金子眞吾氏および小野寺千世氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、甘利公人氏、木村恵子氏、金子眞吾氏の再任および小野寺千世氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
6. 横井裕氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
7. 当社は、2021年2月12日現在、当社取締役を被保険者として、三井住友海上火災保険株式会社を引受人とする会社役員賠償責任保険に加入しております。当該保険は株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟により生じた損害を補償するものであります。第2号議案が承認可決された場合、各取締役候補者は当該保険の被保険者として補償されます。
8. 当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき甘利公人氏および木村恵子氏を独立役員として届け出ております。また、両氏は当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしております。両氏の再任が承認された場合は、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
9. 小野寺千世氏は、現任の当社社外監査役であり、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき同氏を独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
10. 横井裕氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件および当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしております。同氏の選任が承認された場合は、同氏は新たに独立役員となる予定であります。
11. 小野寺千世氏の戸籍上の氏名は、境千世であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって常勤監査役石川隆氏が任期満了となり、監査役小野寺千世氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

**1** ひら かわ とし あき  
**平 川 利 昭** 生年月日  
1958年9月13日生

新任

#### 所有する当社の株式数

11,100株

#### 取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2011年4月	当社グループ財務部長
2005年9月	当社財務部長	2013年6月	当社取締役 (現在に至る)
2010年6月	当社執行役員	2020年3月	当社財務担当 (現在に至る)

#### 監査役候補者とした理由

平川利昭氏は、長年にわたり財務経理業務に従事し、その後取締役財務部長を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。2013年に当社取締役に就任以降は、財務・会計分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督してまいりました。今後はこれらの分野に関する知見を活かして当社の業務執行を適正に監査いただくことを期待し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

**2** まつ もと  
**松 本** みのる  
**実** 生年月日  
1957年2月16日生

新任 社外 独立

#### 所有する当社の株式数

0株

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年10月	等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ) 入所	2014年6月	三信電気株式会社社外監査役
1987年3月	公認会計士登録	2015年6月	フォスター電機株式会社社外取締役 (現在に至る)
2012年9月	有限責任監査法人トーマツ退所	2016年2月	株式会社ジャステック社外取締役 (監査等委員) (現在に至る)
2013年10月	松本実公認会計士事務所開設 (現在に至る)		

#### 重要な兼職の状況

松本実公認会計士事務所所長  
フォスター電機株式会社社外取締役  
株式会社ジャステック社外取締役 (監査等委員)

#### 社外監査役候補者とした理由

松本実氏は、社外監査役および社外取締役にすること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として会計監査の豊富な経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その経験と知見に基づき公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社および当社の子会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松本実氏は、社外監査役候補者であります。
3. 松本実氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
4. 当社は、2021年2月12日現在、当社監査役を被保険者として、三井住友海上火災保険株式会社を引受人とする会社役員賠償責任保険に加入しております。当該保険は株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟により生じた損害を補償するものであります。第3号議案が承認可決された場合、各監査役候補者は当該保険の被保険者として補償されます。
5. 松本実氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件および当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしております。同氏の選任が承認された場合は、同氏は新たに独立役員となる予定であります。

(ご参考)

### 社外役員の独立性に関する基準

当社取締役会は、以下のいずれかに該当する社外取締役または社外監査役（以下総称して「社外役員」という）については、独立役員と認定しない。

- (1) 当社および当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という）の業務執行者<sup>注1</sup>
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者<sup>注2</sup>またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先<sup>注3</sup>またはその業務執行者
- (4) 当社の主要株主<sup>注4</sup>またはその重要な子会社<sup>注5</sup>の業務執行者
- (5) 当社グループから多額の寄付を受けている者<sup>注6</sup>またはその業務執行者
- (6) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家<sup>注7</sup>（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
- (7) 当社グループの会計監査人監査を行なう公認会計士、監査法人の社員、パートナーまたは従業員
- (8) 上記（6）または（7）に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム<sup>注8</sup>の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (9) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
- (10) 当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- (11) その就任の前10年間において（ただし、その就任の前10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役または監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間において）上記（1）に該当していた者
- (12) 最近3事業年度のいずれかにおいて、上記（2）、（3）に該当していた者
- (13) 最近3年間において、上記（4）から（8）に該当していた者（ただし、（7）については当社グループの監査業務を実際に担当（補助的関与は除く）していた者（現在退職または退所している者を含む）に限る）
- (14) 下記に掲げる者の近親者<sup>注9</sup>
  - a. 当社グループの重要な業務執行者<sup>注10</sup>
  - b. 最近5年間において、上記 a に該当していた者

- c. 上記(2)から(10)までに掲げる者(ただし、(2)から(5)および(9)、(10)までの「業務執行者」においては重要な業務執行者、(6)の「団体に所属する者」においては重要な業務執行者およびその団体が監査法人や法律事務所等の場合は専門的な資格を有する者、(7)の「監査法人の社員、パートナーまたは従業員」においては重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る)
- d. 最近3年間に、上記cに該当していた者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員または使用人をいう。
2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ① 当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者とする。以下同じ。)であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高もしくは総収入金額の2%以上である者
  - ② 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が当該取引先グループの連結総資産の2%以上である者
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ① 当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%以上である者
  - ② 当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
  - ③ 当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
4. 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
5. 「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」(会社法施行規則第120条第1項第7号)等の項目またはその他の当該会社が一般に公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいうものとする。
6. 「当社グループから多額の寄付を受けている者」とは、当社グループから、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている者をいう。
7. 「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家」とは、当社グループから、役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円超の財産上の利益を得ている者をいう。
8. 「当社グループを主要な取引先とするファーム」とは、過去3事業年度の平均で、当該ファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファームをいう。
9. 「近親者」とは、配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族をいう。
10. 「重要な業務執行者」とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役員または部長クラスの者等、重要な業務を執行する者をいう。

## 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定および取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の当社第168回定時株主総会において、年額600百万円以内として、また、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、2015年6月26日開催の当社第177回定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を上記報酬等の額の範囲内において年額60百万円以内として設定することについてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主のみならずと共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額を年額500百万円以内に減額し、当該報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案のご承認が得られた場合、上記の取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めは廃止することとし、以後、当該報酬等の額の定めに基づくストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

また、現在の当社の取締役は11名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は10名（うち社外取締役5名）となります。

### 記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会に

において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社および当社子会社の取締役、執行役員、顧問（相談役等、顧問に相当する別名称の役職を含む）のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、当社および当社子会社の取締役、執行役員、顧問（相談役等、顧問に相当する別名称の役職を含む）のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社または当社子会社の取締役、執行役員、顧問（相談役等、顧問に相当する別名称の役職を含む）のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社および当社子会社の取締役、執行役員、顧問（相談役等、顧問

---

に相当する別名称の役職を含む)のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社および当社子会社の取締役、執行役員、顧問（相談役等、顧問に相当する別名称の役職を含む）のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員および当社子会社の取締役を兼務する当社の顧問に対し、割り当てる予定です。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大と長期化により、個人消費や企業活動を中心に急速な悪化が進み、依然として収束の見通しが立たない状況が続いております。

このような厳しい環境ではありましたが、当企業グループは次の3つを年度の方針として掲げ、経営活動を行ってまいりました。

第一の方針である「積極的に拡大させる事業への社内外との連携強化、重点投資による着実な成果の創出」では、環境問題に関する危機意識の世界的な高まりや、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会の変化に対しても、新たな価値を提供することに取り組んできました。テレワーク需要が拡大するなか、液晶パネル需要がシフトしている中国市場で液晶ディスプレイカラーフィルター用材料の販売を拡大させるとともに、高速通信対応のモバイル端末向け塗工材料の開発や拡販も進めました。また、循環型社会の実現に向けてバイオマスインキや環境調和型粘着剤の展開に注力しましたことに加え、電気自動車の普及が促進されてきたことに伴い、車載用リチウムイオン電池材料の北米や欧州での供給体制構築に着手し、日本、中国と合わせた自動車4大市場へのビジネス展開の礎を整えました。さらに、安心・安全・衛生への関心が高まるなか、印刷物に抗菌性を付与する印刷インキを開発しましたほか、メディカル・ヘルスケア事業で生産能力増強と最新規制への対応を図るため、貼付型医薬品新工場の建設に着手しました。

第二の方針である「生販技一体となったコストダウン、利益創出による事業やエリアの構造改革の確実な実行」については、デジタル化に伴い市場が縮小している国内の印刷・情報関連事業で構造改革を進め、同業他社とのアライアンスにより生産を最適化するとともに、人員の配置転換により組織のダウンサイジングを実行しました。一方、中国や東南アジア、インド、トルコなどの新興国では、生活必需品の需要拡大を今後も見込んでおり、パッケージ関連のインキや接着剤の生産設備増強を進めました。また、着色剤事業では、グローバルでの事業体制を見直し、収益が低迷していたヨーロッパや東南アジアの一部拠点について撤退を進めました。

第三の方針である「業務改革への間断なき挑戦の繰り返しによる大胆な変化」については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、在宅勤務での新しい働き方のトライアルを人事制度面、システム面、ファシリティ面で行ったことに加え、海外グループ会社での設備立ち上げや技術支援をリモートで行うことで業務の効率化とコスト削減を実現しました。また、プライベートショウや日常の販促活動においても、リアルとデジタルを融合させた新しいマーケティング活動を推進しました。さらには、前連結会計年度に判明したフィリピンの子会社における不適切な会計処理に対する改善として、グループ全体で内部統制の再構築を進めました。

しかし、世界的な消費活動の停滞に伴う販売の伸び悩みに加え、原材料の調達や生産活動への支障が発生するなど、非常に厳しい状況が続き、当連結会計年度の売上高は2,576億75百万円（前期比7.9%減）と減収になり、営業利益は129億9百万円（前期比2.0%減）、経常利益は125億43百万円（前期比9.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は60億19百万円（前期比29.3%減）と、それぞれ減益になりました。

なお、当連結会計年度末の株主配当金につきましては、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績を総合的に勘案し、1株につき45円（年間の配当金は前期と同額の90円）を提案させていただきます。

### 売上高

2,576億円

前期比  
7.9% 

### 経常利益

125億円

前期比  
9.4% 

### 営業利益

129億円

前期比  
2.0% 

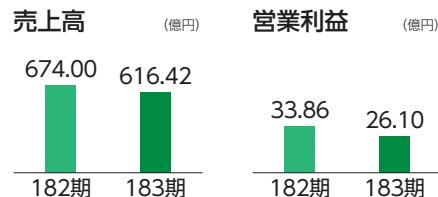
### 親会社株主に帰属する当期純利益

60億円

前期比  
29.3% 

セグメントごとの経営成績につきましては、次のとおりです。

## 色材・機能材関連事業



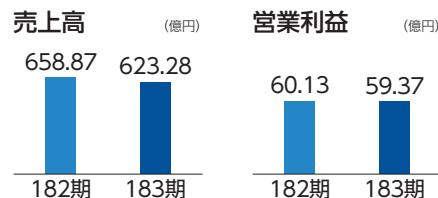
高機能顔料や液晶ディスプレイカラーフィルター用材料は、米中貿易摩擦や新型コロナウイルスの感染拡大などにより、前半は大型テレビやスマートフォン向けが低調でしたものの、後半に回復してきましたうえ、パソコンやタブレット向けが伸長しました。一方、中国への市場シフトによりコストダウン要請が厳しくなり、利益は圧迫されました。

汎用顔料は、印刷インキ用の低調が通年続きましたうえ、前半の自動車販売の落ち込みに伴い塗料用も低調に推移しました。

プラスチック用着色剤は、国内では衛生関連の容器用が伸長しましたが、外出自粛やインバウンド市場の落ち込みに伴い、飲料キャップ用や化粧品容器用などが伸び悩みましたうえ、建材や太陽電池向けなどの販売も減少しました。また東南アジアでの事務機器向けや、北米や欧州の自動車向けも低調に推移しました。

これらの結果、当事業全体の売上高は616億42百万円（前期比8.5%減）、営業利益は26億10百万円（前期比22.9%減）と、減収減益になりました。

## ポリマー・塗加工関連事業



塗工材料は、スマートフォン向けが前半はサプライチェーンの寸断や需要減少で低迷しましたものの、後半は回復してきましたうえ、高速通信対応の電磁波シールドフィルムの開発や拡販が進みました。

接着剤は、国内では包装用が堅調に推移しましたものの、リチウムイオン電池用は伸び悩みました。また海外では、新型コロナウイルスに伴う事業活動の一時停止により、中国や東南アジアが低調となりました。粘着剤は、国内で自動車向けが伸び悩みましたが、ラベル用は堅調に推移し、ディスプレイ保護用などの拡販が国内外で進みました。

缶用塗料（フィニッシュ）は、国内では外出自粛に伴いアルコール飲料缶用が伸長しましたが、自動販売機やコンビニエンスストア向けのコーヒーや清涼飲料缶用は伸び悩みましたうえ、中国や北米でも低調に推移しました。

これらの結果、当事業全体の売上高は623億28百万円（前期比5.4%減）、営業利益は59億37百万円（前期比1.3%減）と、減収減益になりました。

## パッケージ関連事業

売上高

665億円

前期比 2.2%



営業利益

38億円

前期比 27.1%



売上高

680.71

182期

(億円)

665.89

183期

営業利益

30.58

182期

38.85

183期

(億円)

国内のグラビアインキは、主力の包装用でインバウンド需要は落ち込みましたものの、外出自粛に伴い冷食やレトルト等の家庭用食品向けや、衛生商品向けの販売が堅調に推移し、中でもバイオマスインキが伸長しました。一方、出版用の需要減少が続きましたうえ、建装材用も低調に推移し、溶剤や機器販売も減少しました。

海外では、中国や東南アジア、インドなどで、顧客や自社拠点の操業停止に伴う影響を受けましたものの、生活必需品として比較的早く稼働を回復できましたうえ、環境対応製品の拡販も進めました。

グラビアのシリンダー製版事業は、包装用が後半に伸び悩みましたが、エレクトロニクス関連の精密製版の拡販は進めました。

これらの結果、当事業全体の売上高は665億89百万円（前期比2.2%減）と減収になりましたが、営業利益は38億85百万円（前期比27.1%増）と増益になりました。

## 印刷・情報関連事業

売上高

655億円

前期比 14.5%



営業利益

2億円

前期比 21.2%



売上高

766.80

182期

(億円)

655.95

183期

営業利益

3.14

182期

2.47

183期

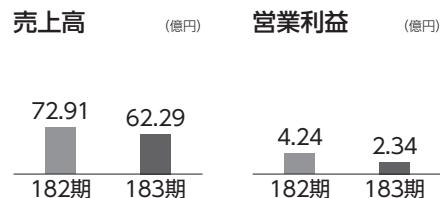
(億円)

デジタル化に伴う情報系印刷市場の縮小が続くなか、国内ではビジネス規模の最適化や同業他社との協業、コストダウンを強力に進め、利益の確保を図る一方、海外ではグローバルな拠点拡充を図りました。また、高感度UVインキや、オンデマンド印刷向けインクジェット用インキなどの開発や拡販にも取り組みましたうえ、環境規制に伴う原材料価格上昇の一部を転嫁させていただくため、販売価格の改定も進めております。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大や長期化に伴い、国内では外出自粛やイベント中止などでチラシや広告などの印刷物が減少し、インキの需要減少が進みました。また中国やインドなど一部地域では事業活動の一時停止も余儀なくされました。

これらの結果、当事業全体の売上高は655億95百万円（前期比14.5%減）、営業利益は2億47百万円（前期比21.2%減）と、減収減益になりました。

## その他



上記のセグメントに含まれない事業や、東洋インキSCホールディングスなどによる役務提供などを対象にしていますが、売上高は62億29百万円（前期比14.6%減）と減収になりました。また、役務提供の対価の見直しや退職給付費用の増加などにより、営業利益は2億34百万円（前期比44.6%減）と減益になりました。

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は138億85百万円であります。その主な内訳は次のとおりです。

- |                            |                        |
|----------------------------|------------------------|
| ① 当連結会計年度中に完成した主要設備等       |                        |
| 東洋モートン株式会社埼玉工場             | 接着剤製造設備                |
| ② 当連結会計年度継続中の主要設備等         |                        |
| トーヨーケム株式会社守山工場             | 貼付型医薬品工場移転             |
| トーヨーケム株式会社川越製造所            | 技術・管理棟建設               |
| 東洋ビジュアルソリューションズ株式会社守山製造所   | ポリマー・塗加工製造設備           |
| 東洋プリンティングインクス株式会社          | カラーフィルター用材料研究開発設備及び建物  |
| 江門東洋油墨有限公司                 | 工場建物及びグラビアインキ、接着剤製造設備等 |
| 東洋インキヨーロッパスペシャリティケミカルズ株式会社 | 工場移設及びグラビアインキ製造設備等     |
| 東洋インキハンガリー有限責任会社           | 機能性インキ製造設備及び建物         |
| 珠海東洋色材有限公司                 | 本社工場                   |
| 東洋インキアメリカ合同会社              | 粘接着剤製造設備               |
| 東洋インキインド株式会社               | 粘接着剤製造設備               |
|                            | グラビアインキ製造設備等           |

### (3) 資金調達状況

当連結会計年度において、短期借入金から長期借入金への借り換えのため、シンジケートローン方式による長期借入金118億円及び生命保険相互会社から長期借入金3億円の資金調達を実施しました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大と長期化に備えた手元流動性確保のため、シンジケートローン方式による長期借入金200億円及び生命保険相互会社から長期借入金10億円の資金調達を実施しました。

### (4) 対処すべき課題

当企業グループでは、長期構想を10年単位で掲げているなか、次なるターゲットである2027年に向けて提供していく価値を「For a Vibrant World」と定め、「100年レンジでの持続的成長が可能な企業体質に変革し、すべての生活者・生命・地球環境がいきいきと共生する世界に貢献する企業グループ」を目指しており、この第一ステップの中期経営計画「SIC (Scientific Innovation Chain) - I」(2018年度～2020年度)では、「ターゲット設定と具体的な行動でイノベーションの連鎖の起点を立て続けに打つ」のスローガンのもと事業活動を推進してきました。本中期経営計画期間においては、デジタル化の急速な進展による構造的な市場縮小や、世界的な環境規制強化による原材料価格の高騰に加え、新型コロナウイルスの感染拡大と長期化といった事業環境の悪化により、目標とする業績には及びませんでしたものの、不採算事業や地域での構造改革を実行するとともに、ポリマー・塗加工関連やパッケージ関連事業への収益シフトを進め、また、リチウムイオン電池材料やセンサー向け材料、メディカル関連材料などの新事業にも資源を投入してきました。

第二ステップである中期経営計画「SIC-II」(2021年度～2023年度)においては、新型コロナウイルスの影響により変わりつつある新たな社会ニーズに対して、真に必要とされる価値を提供し続けていく企業となるべく、「新たな時代に貢献する生活文化創造企業」を目指す姿として掲げ、3つの基本方針「事業の収益力強化」「重点開発領域の創出と拡大」「持続的成長に向けた経営資源の価値向上」のもと、その実現に取り組んでまいります。

そして、中期経営計画「SIC-II」の初年度である次期連結会計年度では、以下のように各事業を推進していきます。

色材・機能材関連事業では、液晶ディスプレイカラーフィルター用材料で、中国市場を中心に差別化製品によるシェア拡大を進めていくことに加え、センサー向け材料では、独自の開発、品質保証体制を整備し拡販を図ります。また、車載用リチウムイオン電池材料の米国や欧州拠点の円滑な立ち上げを進めるうえ、インクジェット用インキ関連事業を再編し、顔料合成からの一貫開発体制により競争力を高めていきます。

ポリマー・塗加工関連事業では、トーヨーケム株式会社と東洋アドレ株式会社を2021年1月に合併し、環境調和型粘着剤や無溶剤のホットメルト(熱溶融型接着剤)の技術融合を図り、環境、エレクトロニクス、ヘルスケア市場に向けてイノベーション製品やサービスの開発を強化します。また、国内、インド、米国、中国などで生産体制の強化を進めますほか、5G関連市場では、低誘電や導電性を訴求した差別化製品で拡販を推進します。

パッケージ関連事業では、中国の新工場の早期立ち上げやトルコでの円滑な新工場建設で、堅調な需要に対する供給体制を整えていきますほか、伸長する東南アジア、インドへの集中的な資源投入も行いさらなる拡販を図ります。また、高まる環境意識や安全衛生ニーズに対応して、環境対応製品群や抗菌・抗ウイルス製品群、リサイクルなどの環境システム構築について展開を加速させていきます。

印刷・情報関連事業では、UVインキの原材料のコストダウンを継続的に進めることに加え、シールラベルや紙器などのパッケージ市場への展開を強化します。また、市場の縮小に対応した構造改革をさらに進めて体質を強化します。

これらに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、あらゆる事業プロセスをデジタルの力で進化させるとともに、ガバナンスやリスクマネジメントの強化により経営資源の価値を高め、社会環境が大きく変化するなか、柔軟かつ強靱に企業活動を継続してまいります。

以上の課題への施策を進めることで、次期の業績見通しは、売上高2,700億円（伸長率4.8%増）、営業利益140億円（伸長率8.4%増）、経常利益140億円（伸長率11.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益75億円（伸長率24.6%増）と見込んでおります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

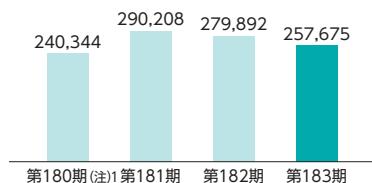
### ① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第180期	第181期	第182期	第183期 (当連結会計年度) 2020年1月1日から 2020年12月31日まで
	2017年4月1日から 2017年12月31日まで	2018年1月1日から 2018年12月31日まで	2019年1月1日から 2019年12月31日まで	
売 上 高	240,344百万円	290,208百万円	279,892百万円	257,675百万円
経 常 利 益	17,473百万円	15,429百万円	13,847百万円	12,543百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	10,376百万円	11,847百万円	8,509百万円	6,019百万円
1株当たり当期純利益	177円73銭	202円93銭	145円72銭	103円6銭
総 資 産	378,459百万円	371,610百万円	376,130百万円	380,227百万円
純 資 産	228,384百万円	221,091百万円	226,892百万円	217,325百万円
1株当たり純資産額	3,792円89銭	3,668円36銭	3,757円35銭	3,589円24銭

- (注) 1. 第180期は、決算期の変更により3月決算であった当社及び国内連結子会社につきましては、2017年4月1日から2017年12月31日の9ヶ月間を連結対象期間としております。ただし、12月決算である海外連結子会社につきましては、従来通り、2017年1月1日から2017年12月31日の12ヶ月間を連結対象期間としております。
2. 当社は、2018年7月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第180期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
3. 第180期及び第181期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を第182期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、第181期の金額は組替後の金額で表示しております。

### 売上高

(百万円)



### 経常利益

(百万円)



### 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



### 1株当たり当期純利益

(円)



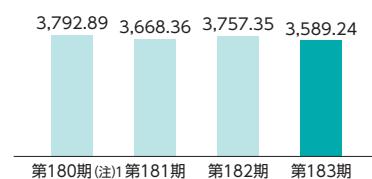
### 総資産／純資産

(百万円)



### 1株当たり純資産額

(円)



② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第180期	第181期	第182期	第183期 (当事業年度)
	2017年4月1日から 2017年12月31日まで	2018年1月1日から 2018年12月31日まで	2019年1月1日から 2019年12月31日まで	2020年1月1日から 2020年12月31日まで
営業収益	15,407百万円	20,473百万円	17,514百万円	17,125百万円
経常利益	8,148百万円	11,751百万円	8,005百万円	7,766百万円
当期純利益	7,896百万円	8,188百万円	8,722百万円	5,815百万円
1株当たり当期純利益	135円25銭	140円24銭	149円37銭	99円56銭
総資産	250,227百万円	247,859百万円	253,642百万円	262,508百万円
純資産	177,042百万円	173,110百万円	179,278百万円	171,682百万円
1株当たり純資産額	3,029円46銭	2,960円81銭	3,065円15銭	2,934円18銭

- (注) 1. 第180期は、決算期の変更により2017年4月1日から2017年12月31日までの9ヶ月間となっております。
2. 当社は、2018年7月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第180期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
3. 第180期及び第181期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を第182期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、第181期の金額は組替後の金額で表示しております。

営業収益

(百万円)



経常利益

(百万円)



当期純利益

(百万円)



1株当たり当期純利益

(円)



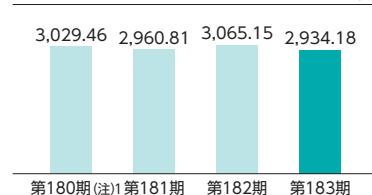
総資産／純資産

(百万円)



1株当たり純資産額

(円)



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
トーヨーカラー株式会社	500百万円	100.0%	色材・機能材関連
トーヨーケム株式会社	500百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋インキ株式会社	500百万円	100.0	パッケージ関連、印刷・情報関連
東洋モートン株式会社	498百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋ビーネット株式会社	490百万円	100.0	不動産の賃貸管理、役務提供
東洋アドレ株式会社	480百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
マツイカガク株式会社	465百万円	98.6	印刷・情報関連
東洋インキ中四国株式会社	340百万円	100.0	パッケージ関連、ポリマー・塗加工関連
東洋ビジュアルソリューションズ株式会社	300百万円	100.0	色材・機能材関連
東洋インキ北海道株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連、 ポリマー・塗加工関連
東洋インキ東北株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、色材・機能材関連
東洋インキ九州株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキグラフィックス株式会社	28百万円	100.0	印刷・情報関連
東洋インキインド株式会社	INR 4,505,692千	100.0 (0.0)	パッケージ関連、印刷・情報関連
東洋インキアメリカ合同会社	US\$ 68,583千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
天津東洋油墨有限公司	US\$ 54,500千	70.0 (70.0)	印刷・情報関連
トーヨーケムスペシャルティケミカル株式会社	M\$ 153,923千	100.0 (100.0)	パッケージ関連、 ポリマー・塗加工関連、印刷・情報関連
上海東洋油墨制造有限公司	US\$ 41,400千	100.0 (14.5)	ポリマー・塗加工関連、 色材・機能材関連
東洋インキブラジル有限会社	BRL 119,346千	100.0 (0.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキヨーロッパスペシャルティケミカルズ株式会社	Euro 26,017千	100.0	色材・機能材関連、印刷・情報関連
東洋プリンティングインクス株式会社	TRY 129,950千	100.0	パッケージ関連、印刷・情報関連
珠海東洋色材有限公司	US\$ 27,910千	100.0 (71.3)	色材・機能材関連
台湾東洋先端科技股份有限公司	NT\$ 600,000千	100.0	色材・機能材関連
江門東洋油墨有限公司	RMB 131,781千	51.0 (51.0)	パッケージ関連

会社名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
東洋インキ（泰国）株式会社	BT 552,851千	100.0 (69.3)	ポリマー・塗加工関連、パッケージ関連
東洋インキインドネシア株式会社	IDR 101,025,685千	100.0 (4.4)	パッケージ関連
東洋インキコンパウンズベトナム株式会社	US\$ 5,900千	80.0	色材・機能材関連
ライオケム株式会社	US\$ 3,000千	100.0 (100.0)	パッケージ関連、色材・機能材関連
三永インキペイント製造株式会社	W 1,943,340千	100.0	ポリマー・塗加工関連、パッケージ関連
東洋インキヨーロッパ株式会社	Euro 2,100千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連

- (注) 1. 子会社の当社の議決権比率欄の（ ）内は間接所有の議決権比率（内数）であります。  
2. トーヨーケム株式会社は2021年1月に東洋アドレ株式会社を吸収合併しております。

## ② 企業結合の経過及び成果

連結子会社は63社であり、子会社はすべて連結されております。当連結会計年度においては、新設により1社を連結子会社に含めました。

持分法適用関連会社は7社であり、関連会社に対する投資について、すべて持分法を適用しております。

企業結合の範囲の詳細につきましては、「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 1. 連結の範囲に関する事項、2. 持分法の適用に関する事項」をご参照下さい。

なお、当連結会計年度の業績の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## ③ その他の重要な企業結合の状況

凸版印刷株式会社は、当社の議決権を23.41%所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

## (7) 主要な事業内容

事業区分	主要な営業品目等
色材・機能材関連事業	有機顔料、加工顔料、プラスチック用着色剤、カラーフィルター用材料 等
ポリマー・塗加工関連事業	缶用塗料、樹脂、接着剤、粘着剤、塗工材料、天然材料、 メディカル製品 等
パッケージ関連事業	グラビアインキ、フレキシインキ、グラビアシリンダー製版 等
印刷・情報関連事業	オフセットインキ、金属インキ、印刷機械、印刷機器、 プリプレスシステム、印刷材料、インクジェット材料 等

## (8) 主要な営業所及び工場

本 社	東京都中央区京橋二丁目2番1号	
国内営業 拠 点	<p>トーヨーカラー株式会社 [東京都中央区]                      東洋インキ株式会社 [東京都中央区]                      東洋インキ株式会社関西支社 [大阪府大阪市]                      東洋ビジュアルソリューションズ株式会社 [東京都中央区]                      東洋インキ東北株式会社 [宮城県仙台市]                      東洋インキグラフィックス株式会社 [東京都板橋区]</p>	<p>トーヨーケム株式会社 [東京都中央区]                      東洋インキ株式会社中部支社 [愛知県名古屋市]                      東洋インキ中四国株式会社 [広島県広島市]                      東洋インキ北海道株式会社 [北海道札幌市]                      東洋インキ九州株式会社 [福岡県福岡市]</p>
国内生産 拠 点	<p>トーヨーカラー株式会社富士製造所 [静岡県富士市]                      トーヨーカラー株式会社岡山工場 [岡山県井原市]                      トーヨーケム株式会社西神工場 [兵庫県神戸市]                      東洋インキ株式会社埼玉製造所 [埼玉県川口市]                      東洋アドレ株式会社 [千葉県千葉市]                      東洋ビジュアルソリューションズ株式会社守山製造所 [滋賀県守山市]</p>	<p>トーヨーカラー株式会社茂原工場 [千葉県茂原市]                      トーヨーケム株式会社川越製造所 [埼玉県川口市]                      トーヨーケム株式会社尼崎工場 [兵庫県尼崎市]                      東洋モートン株式会社 [埼玉県比企郡]                      マツイカガク株式会社 [京都府京都市]                      東洋F P P 株式会社 [埼玉県川口市]</p>
研究開発 拠 点	<p>プロセスイノベーションラボ [埼玉県川口市]                      イノベーションラボ [埼玉県坂戸市]</p>	<p>マテリアルサイエンスラボ [茨城県つくば市]                      ポリマーデザインラボ [兵庫県神戸市]</p>
海外拠点	<p>トーヨーケムスペシャリティケミカル株式会社 [マレーシア・セレンパン]                      東洋インキインドネシア株式会社 [インドネシア・ベカシ]                      東洋インキインド株式会社 [インド・グレートノイダ]                      珠海東洋色材有限公司 [中国・広東省]                      江門東洋油墨有限公司 [中国・広東省]                      東洋インキヨーロッパスペシャリティケミカルズ株式会社 [フランス・ワッセル]                      東洋プリンティングインクス株式会社 [トルコ・マニサ]                      東洋インキアメリカ合同会社 [アメリカ・イリノイ]                      三永インキペイント製造株式会社 [韓国・京畿道]</p>	<p>東洋インキ (泰国) 株式会社 [タイ・バンコク]                      東洋インキコンパウンズベトナム株式会社 [ベトナム・バクニン]                      天津東洋油墨有限公司 [中国・天津市]                      上海東洋油墨制造有限公司 [中国・上海市]                      台湾東洋先端科技股份有限公司 [台湾・台南市]                      東洋インキヨーロッパ株式会社 [ベルギー・ニール]                      ライオケム株式会社 [アメリカ・ジョージア]                      東洋インキブラジル有限会社 [ブラジル・サンパウロ]</p>

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合計	8,157名	89名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

### ② 当社の従業員数

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	420名	10名増	42.9歳	17.7年

(注) 従業員数は就業人員であります。

## (10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	12,393
株式会社みずほ銀行	12,047
三井住友信託銀行株式会社	3,657
農林中央金庫	3,300
株式会社山形銀行	2,600
株式会社山梨中央銀行	2,150
株式会社静岡銀行	2,100
株式会社八十二銀行	2,000

(注) 借入金残高には、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社を主幹事とする、シンジケートローン方式による長期借入金576億円が含まれております。

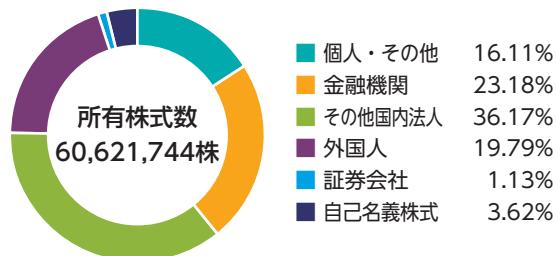
## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 58,426,220株 (自己株式2,195,524株を除く。)  
 (3) 株主数 12,200名  
 (4) 上位10名の株主

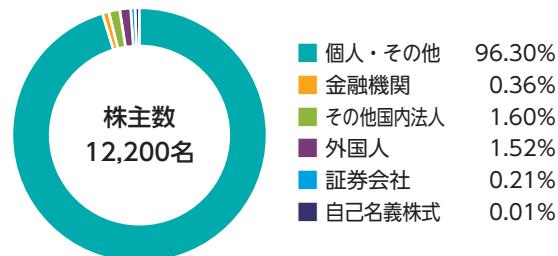
株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
凸版印刷株式会社	13,646	23.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,172	5.43
サカティンクス株式会社	2,335	4.00
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	2,099	3.59
株式会社日本触媒	1,661	2.84
東洋インキグループ社員持株会	1,488	2.55
全国共済農業協同組合連合会	1,296	2.22
東洋インキ取引先持株会	994	1.70
ステート ストリート ロンドン ケア オブ ステート ストリート バ ンク アンド トラスト ポストン エスエスビーティーシー アカウ ント ユーケイ ロンドン ブランチ クライアンツ ユナイテッド キング ダム	875	1.50
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	797	1.36

(注) 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

### 所有株式数別分布状況



### 所有者属性別分布状況



### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行回数 (発行決議日)	区分 及び 保有人数	新株予約権の 目的である 株式の 種類及び数	新株 予約権 の数	新株予約権 の発行価額	権利行使時に 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間
第1回新株予約権 (2015年7月17日)	取締役 1名	普通株式 400株	2個	1個当たり 423,000円	1株当たり 1円	2015年8月4日から 2025年8月3日まで
第2回新株予約権 (2016年7月25日)	取締役 4名	普通株式 3,200株	16個	1個当たり 352,000円	1株当たり 1円	2016年8月10日から 2026年8月9日まで
第3回新株予約権 (2017年7月26日)	取締役 5名	普通株式 3,200株	16個	1個当たり 533,000円	1株当たり 1円	2017年8月11日から 2027年8月10日まで
第4回新株予約権 (2018年4月13日)	取締役 7名	普通株式 7,400株	37個	1個当たり 583,000円	1株当たり 1円	2018年5月8日から 2028年5月7日まで
第5回新株予約権 (2019年4月12日)	取締役 7名	普通株式 6,400株	32個	1個当たり 438,600円	1株当たり 1円	2019年5月8日から 2029年5月7日まで
第6回新株予約権 (2020年4月10日)	取締役 7名	普通株式 5,800株	29個	1個当たり 333,600円	1株当たり 1円	2020年4月28日から 2030年4月27日まで

(注) 1. 当社社外取締役については、新株予約権を交付されておりません。

2. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日の翌日から3年を経過した日から新株予約権を行使することができます。ただし、任期満了による退任又は定年による退職により当社の取締役、執行役員、監査役、相談役及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができます。

#### (2) 当事業年度中に当社の執行役員及び当社完全子会社の取締役を兼務する当社の顧問に職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行回数 (発行決議日)	区分 及び 交付人数	新株予約権の 目的である 株式の 種類及び数	新株 予約権 の数	新株予約権 の発行価額	権利行使時に 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間
第6回新株予約権 (2020年4月10日)	執行役員 24名 顧問 8名	普通株式 19,200株	96個	1個当たり 333,600円	1株当たり 1円	2020年4月28日から 2030年4月27日まで

(注) 新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日の翌日から3年を経過した日から新株予約権を行使することができます。ただし、任期満了による退任又は定年による退職により当社の取締役、執行役員、監査役、相談役及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができます。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
北川 克己	代表取締役会長（グループCEO）	
高島 悟	代表取締役社長（グループCOO）	
青山 裕也	専務取締役（人事・財務・総務・広報・監査室担当）	
濱田 弘之	常務取締役（グループ経営部長）	
中野 和人	常務取締役（品質保証・生産・環境、情報システム、CSR担当兼生産・物流センター長）	
甘利 公人	取締役	上智大学 名誉教授 柏木・天野法律事務所 弁護士
木村 恵子	取締役	安西法律事務所 弁護士 株式会社ヤシマキザイ 社外取締役（監査等委員）
酒井 邦造	取締役	
金子 眞吾	取締役	凸版印刷株式会社 代表取締役会長
平川 利昭	取締役（財務担当）	
井出 和彦	取締役（技術・研究・開発、法務担当）	
石川 隆	常勤監査役	
垣谷 英孝	常勤監査役	
野邊 俊彦	常勤監査役	
池上 重輔	監査役	早稲田大学 大学院経営管理研究科教授
小野寺 千世	監査役	日本大学 法学部教授

- (注) 1. 取締役甘利公人氏、木村恵子氏、酒井邦造氏及び金子眞吾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役垣谷英孝氏、監査役池上重輔氏及び小野寺千世氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役甘利公人氏、木村恵子氏及び酒井邦造氏、監査役池上重輔氏及び小野寺千世氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 当事業年度中における取締役の異動（2020年3月26日）
- |    |       |        |
|----|-------|--------|
| 就任 | 取締役   | 金子 眞吾  |
| 退任 | 取締役会長 | 佐久間 國雄 |
|    | 取締役   | 足立 直樹  |
|    | 取締役   | 山岡 新太郎 |
|    | 取締役   | 千羽 和男  |

5. 当事業年度中における役付取締役の異動（2020年3月26日）  
北川 克己 （新）代表取締役会長 （旧）代表取締役社長  
高島 悟 （新）代表取締役社長 （旧）専務取締役
6. 責任限定契約の内容の概要  
当社は社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
7. 常勤監査役石川隆氏は、当社の財務経理部門における長年の在籍経験があります。また、常勤監査役垣谷英孝氏は凸版印刷株式会社において財務経理部門に長年在籍し、2018年6月まで同社の専務取締役財務本部長を務めておりました。よって両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 小野寺千世氏の戸籍上の氏名は、境千世であります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	15名 (5名)	369百万円 (38百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	80百万円 (32百万円)
合計	20名	450百万円

- (注) 1. 上記支給人員及び支給額には、2020年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおりません。
2. 取締役の報酬については、企業価値の増大を図るための優秀な経営者を確保できる水準であること、経済情勢及び会社業績とのバランスを勘案した水準であることを方針とし、独立社外取締役3名が出席する指名・報酬に関する諮問委員会における審議を経て決定しております。  
監査役の報酬については、監査役の協議によって決定しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の定時株主総会において年額6億円以内と決議頂いております。また、2015年6月26日開催の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、当該報酬限度枠内で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることを決議頂いており、その額は年額60百万円以内であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の定時株主総会において年額1億円以内と決議頂いております。
5. 上記報酬等の額には、2020年4月10日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして社外取締役を除く取締役7名に付与した新株予約権9百万円（報酬等としての額）を含んでおります。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 甘利 公人
  - ア. 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
  - イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
  - ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、法律学の専門家としての知識と経験に基づき適宜意見を述べております。

② 取締役 木村 恵子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、法律学の専門家としての知識と経験に基づき適宜意見を述べております。

③ 取締役 酒井 邦造

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、経営者としての知識と経験に基づき適宜意見を述べております。

④ 取締役 金子 眞吾

ア. 重要な兼職先と当社との関係

凸版印刷株式会社 代表取締役会長

凸版印刷株式会社は当社の株式を23.36%（自己株式2,195,524株を除く）保有しております。

また、同社グループと当企業グループの間には、製商品の売買などの取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回開催のうち10回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、経営者としての知識と経験に基づき適宜意見を述べております。

(注) 取締役金子眞吾氏は、2020年3月26日開催の第182回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

⑤ 常勤監査役 垣谷 英孝

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は13回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、経営者としての知識と経験に基づき適宜意見を述べております。

⑥ 監査役 池上 重輔

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうち15回出席し、また監査役会は13回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、経営学の専門家としての知識と経験に基づき適宜意見を述べております。

⑦ 監査役 小野寺 千世

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は13回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、法律学の専門家としての知識と経験に基づき意見を述べております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	78百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	146百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況、報酬見積りの算定根拠について過去の監査実績及び報酬の推移に照らして検討を加えた結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、東洋インキインド株式会社、天津東洋油墨有限公司、トーヨーケムスペシャリティケミカル株式会社、上海東洋油墨制造有限公司、東洋インキブラジル有限会社、東洋インキヨーロッパスペシャリティケミカルズ株式会社、東洋プリンティングインクス株式会社、珠海東洋色材有限公司、台湾東洋先端科技股份有限公司、江門東洋油墨有限公司、東洋インキ（泰国）株式会社、東洋インキインドネシア株式会社、東洋インキコンパウンズベトナム株式会社、三永インキペイント製造株式会社、東洋インキヨーロッパ株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務に関する助言等を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制及び職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の株主総会へ提出する議案の内容を決定します。

監査役会の決定内容の通知を受けた取締役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が「内部統制システムの基本方針」として、取締役会で決議した事項の概要は次のとおりであります。

#### ① 業務執行に関する体制

##### 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営哲学、経営理念及び行動指針からなる「東洋インキグループ理念体系」を制定するとともに、東洋インキグループ理念体系に基づき当社グループの役職員に求められる基本的な考え方や行動の在り方を示す「東洋インキグループビジネス行動基準」を定め、これを全役職員に周知し、当社グループの企業倫理・コンプライアンス遵守の意識の浸透に努める。

当社は、法令及び定款に従い当社及びグループ会社全体に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会において決定する。また、取締役会を通じて取締役の職務執行の適法性を確保し、法令及び定款に従い意思決定を行う。代表取締役は、取締役会の決議に基づき、会社を代表して職務の執行を行う。

監査役は、監査役監査基準に基づき監査を行い、取締役の職務執行についての適法性・妥当性監査を実施する。取締役は、監査役からの求めに応じ、職務の執行状況を監査役に報告する。

当社は、よき企業市民として、東洋インキグループ理念体系を頂点とした社会的責任への取り組み姿勢を明確にしたCSR憲章及びCSR行動指針からなる「価値体系」のもと、このCSR経営の推進母体であるCSR統括委員会の専門部会であるコンプライアンス部会を中心に、コンプライアンス経営を確保する取り組みを行う。

また、コンプライアンスオフィス（社内外通報窓口）を通じて、法令及び東洋インキグループビジネス行動基準に反する行為等を早期に発見・是正する体制を充実する。

内部監査部門であるグループ監査室は、会社における業務が適法かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役並びに内部統制担当取締役に報告するとともに、監査役会にも報告し、監査役会との連携をはかる。

##### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令、定款、取締役会規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、これらの情報を必要なとき閲覧できる。

### 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、CSR担当役員が管掌するCSR統括委員会のもとに専門部会であるリスクマネジメント（RM）部会、コンプライアンス部会及び環境安全部会を設置している。東洋インキグループビジネス行動基準に準拠したリスクマネジメント規程に則り、RM担当役員が管掌する体制により、企業全体にかかる全社的なリスク及び事業リスクを特定し、健全な企業継続及び社会的信頼の形成のためのリスク対策を講じるリスクマネジメント体制を推進していく。

リスクマネジメントに対する啓蒙手段として、会社及び部門毎にリスク課題を年度計画に取り入れ、評価基準のひとつに組入れる管理手法を実施し、あわせて、RM部会の活動体及び当社の担当部門における全社的なリスク対策の立案・対応により、リスクを未然に防止する平常時の活動に注力する。

緊急時対応としては、リスク発生を認知した各拠点から代表取締役へ直ちに報告する緊急連絡体制を整備し、顕在化したリスクが経営に重大な影響を及ぼす場合には、緊急対策本部の設置等により、緊急事態に速やかに対応できる事業継続体制を整備する。

### 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。

また、グループの経営課題及び事業戦略についての討議・決定機関として、取締役及び執行役員により構成する会議を毎月定期的で開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

なお、これらの会議には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を強化する。

### 5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、東洋インキグループ理念体系をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。

適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従いグループ各社から当社へ報告させることとし、当社も関与のもとグループ経営の適正な運営を確保する。

上記①3)のリスクマネジメント体制及び緊急時対応はグループ会社にも適用させるほか、グループ各社の取締役の中から選任された者を対象とした法務部会を当社において定期的で開催し、グループ経営に関する法務リスクを共有しグループ運営の適正化に努めていく。また、グループ各社は、取締役等

により構成する会議を定期的で開催し、経営・事業目標の効率的な達成に努めていくほか、当社に定期的に報告させる。

グループ監査室は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役並びに内部統制担当取締役に報告するとともに監査役会にも報告する。一方、常勤監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役会を開催し監査の充実・強化を図る。

なお、財務報告の信頼性を確保する体制としては、代表取締役直轄の組織体制のもと、会計監査人と適宜協議しながら、企業会計審議会の公表した財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに実施基準に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、有効な内部統制システムの整備、運用を確保する。加えて、グループ各社からの情報を収集、共有する仕組みを整備するほか、売上基準等によって重要な事業拠点とされなかった拠点についても、当該拠点に固有なリスク等を勘案し、適正な業務の啓蒙や内部監査を適宜実施する。

## ② 監査に関する体制

### 1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会が、職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役会と協議のうえ、監査業務を補助する使用人を配置する。また、監査役会と内部監査部門であるグループ監査室との連携により監査実務を遂行する体制を強化するため、監査役会・グループ監査室との間に情報連絡会を設置し、内部監査機能の充実を図ることで監査役会の監査機能を強化する。

### 2) 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、上記②1)の監査業務を補助する使用人を配置した場合における当該使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施し、当該使用人に対する指揮命令・評価は監査役が行う。

### 3) 取締役、使用人が監査役会に報告をするための体制及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び執行役員は、取締役会等の重要な会議における監査役の出席を通じて、担当業務の執行の状況報告を行う。

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人は、リスクマネジメント規程等に従い、以下の事実を速やかに監査役会に報告する。

- ・コンプライアンスに関する重要な事実
- ・会社に著しい損害を与え、または著しい損害を与えるおそれのある事実
- ・その他、監査役会と協議のうえ報告事項として定めた事項

なお、報告した者に対しては、コンプライアンスオフィス運用規程に準じて保護と秘密保持に最大限の配慮を行う。

監査役は、当社及び当社子会社の取締役に対し、上記の事実を監査役会に対して報告することを求めるほか、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の事業運営に重要な影響を及ぼす情報の閲覧を行うこととする。

また、取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の求めに応じ、会社の業務及び財産の状況について報告する。

さらに、監査役会は、いつでも取締役、執行役員及び使用人に対して、直接事業に関する報告を求めることができる体制をとるものとする。

#### 4) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとする。

#### 5) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役及び取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部門であるグループ監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

### ③ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、東洋インキグループビジネス行動基準及び反社会的勢力対応規程の中で、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない旨を定めており、取引関係も含めた一切の関係を持たないものとする。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を17回開催し、当社及びグループ全体の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行いました。また、当事業年度においてグループの経営課題及び事業戦略について討議・決定するための会議（グループ経営執行会議）を25回開催し、当社及びグループ全体の業務執行上の重要な意思決定を行いました。

また、取締役の職務執行に係るこれらの会議資料や議事録等については、法令、定款、関連規程に基づき、各担当部署に対して適切に保存及び管理を行わせています。

### ② リスク管理体制について

リスクマネジメント部会を開催し、会社・部門毎に設定したリスク課題を確認・評価するとともに、グループ全体のリスク対策の立案・対応状況を確認・評価しました。

また、重大災害の発生を想定した緊急連絡網や災害対策マニュアル等の見直しを定期的を実施しています。

なお、新型コロナウイルスのリスクに対して、関係者の安全と事業継続のため、社員向け新型コロナウイルス対策ハンドブックの作成と周知をした上で、下記施策等を実施いたしました。

- ・ 検温、マスク着用、手洗い、消毒
- ・ 時差出勤、在宅勤務、WEB会議システムの活用
- ・ 社員及びその同居家族に感染が疑われる場合の管理者及び対応部門に対する迅速な状況報告と感染の有無や症状に応じた出勤制限

### ③ コンプライアンス体制について

コンプライアンス部会を設置し、コンプライアンスリーダー会議を開催するほか、コンプライアンス強化月間としてグループ内各拠点でコンプライアンス意識の向上を図りました。また、職種に応じた重要法令の講習会を開催するほか、新入社員コンプライアンス説明会、新任管理者研修など各階層・職務にあわせたコンプライアンス教育を実施し、グループ全体のコンプライアンス意識の向上に努めました。

### ④ グループ管理体制について

関係会社管理規程に基づき、グループ各社における重要事項の執行について、稟議書及びグループ経営執行会議等の会議体において適宜報告を受けました。また、上記②のリスク管理体制及び③のコンプライアンス体制をグループ会社に適用させるとともに、当事業年度において法務部会を2回開催しました。

グループ監査室は当社及びグループ会社の監査を定期的実施し、監査役はグループ各社の取締役及び

---

監査役と定期的に面談するとともにグループ監査役会を開催しました。

なお、前事業年度において、当社の海外連結子会社で不適切な会計処理が行われていた事実が判明したことを受け、グループガバナンスタスクフォースを立ち上げ、会計監査人の確認のもと、改善策を立案、実施いたしました。

⑤ 監査役職務執行について

代表取締役・取締役・執行役員・部門長等と定期的に意見交換を行ったほか、国内及び海外の重要な子会社・事務所の現地調査とウェブ会議システムを用いたヒアリングを必要に応じて行いました。更に独立社外取締役との間で意見交換会を開催し、両者の連携を深めました。

三様監査の連携強化のために常勤監査役・会計監査人・グループ監査室長の間で情報交換及び意見交換を行い、また会計監査人の監査結果報告会を四半期毎に開催しました。更に、常勤監査役とグループ監査室との情報交換会を毎月開催し、監査の実施状況について相互に報告を受けるとともに監査の協働を行っております。

上記リスクマネジメント部会・コンプライアンス部会・法務部会には常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。

監査役会の職務を補助する使用人として兼任の監査役スタッフを1名配置しております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要は次のとおりです。

当社は1896年（明治29年）の創業以来、お客様や株主の皆様、取引先、地域社会の方々など、多くのステークホルダーに支えられ、印刷インキ事業を核とした企業グループを形成し、ポリマー・塗加工関連事業、色材・機能材関連事業等の幅広い事業を通じ、情報・文化の発展に寄与し続けてまいりました。今後も、当企業グループの経営理念に謳われている「世界にひろがる生活文化創造企業を目指す」というビジョンのもと、「お客様に信頼と満足を高める知恵を提供する（C S）」、「多様な個の夢の実現を尊重する（E S）」、「地球や社会と共生し、よき市民として活動する（S S）」、「株主権を尊重し、株主価値の向上に努め市場の評価を高める（S H S）」を行動指針として定め、ホールディングカンパニー体制を活かしたスピード重視の事業運営や当企業グループ全体のフレキシブルな経営資源の活用、環境対応やリスク対応、グローバル共生、企業の社会的責任を重視した「持続可能な経営」とガバナンス体制の強化を進め、グループ連峰経営によって企業価値および株主共同の利益の確保・向上に努めていきたいと考えております。

したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当企業グループの経営理念、行動指針及び経営方針を理解したうえで、当企業グループを支える多くのステークホルダーとの信頼関係を維持し、中長期的な観点から当企業グループの企業価値と株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為に対し、株主の皆様や取引先、お客様、地域、社会、社員等のステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、資本市場のルールに則り株式を買い付ける行為それ自体を否定するものでもありません。また、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的に株主の皆様のご判断に委ねるべきものであると考えております。

しかしながら、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供がなくては、株主の皆様においては当企業グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することはできません。また、大規模買付行為の目的等からみて当企業グループの企業価値及び株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがある場合も想定されます。

そのため、当社は、当社株式の大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非について適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適時適切な措置を講じてまいります。

（注）事業報告の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>214,097</b>	<b>流動負債</b>	<b>91,411</b>
現金及び預金	76,469	支払手形及び買掛金	54,608
受取手形及び売掛金	87,126	短期借入金	19,379
有価証券	57	未払法人税等	1,082
商品及び製品	28,328	その他	16,340
仕掛品	1,070		
原材料及び貯蔵品	16,790	<b>固定負債</b>	<b>71,491</b>
その他	5,178	長期借入金	60,492
貸倒引当金	△924	繰延税金負債	6,561
		環境対策引当金	1,485
		退職給付に係る負債	1,914
		資産除去債務	31
		その他	1,005
<b>固定資産</b>	<b>166,130</b>	<b>負債合計</b>	<b>162,902</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>102,616</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物及び構築物	34,526	<b>株主資本</b>	<b>206,706</b>
機械装置及び運搬具	20,324	資本金	31,733
工具、器具及び備品	3,236	資本剰余金	32,499
土地	30,529	利益剰余金	147,390
リース資産	3,726	自己株式	△4,916
建設仮勘定	10,273		
<b>無形固定資産</b>	<b>3,113</b>	その他の包括利益累計額	2,998
<b>投資その他の資産</b>	<b>60,399</b>	その他有価証券評価差額金	5,699
投資有価証券	48,440	為替換算調整勘定	△5,284
退職給付に係る資産	8,608	退職給付に係る調整累計額	2,583
繰延税金資産	2,398	<b>新株予約権</b>	<b>249</b>
その他	1,143	<b>非支配株主持分</b>	<b>7,370</b>
貸倒引当金	△191		
		<b>純資産合計</b>	<b>217,325</b>
<b>資産合計</b>	<b>380,227</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>380,227</b>

## 連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		257,675
売 上 原 価		200,479
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>57,196</b>
販売費及び一般管理費		44,286
<b>営 業 利 益</b>		<b>12,909</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	245	
受 取 配 当 金	1,280	
そ の 他	485	2,012
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	520	
為 替 差 損	1,129	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	77	
そ の 他	650	2,377
<b>経 常 利 益</b>		<b>12,543</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	23	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	67	
そ の 他	0	91
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	411	
減 損 損 失	247	
事 業 整 理 損	1,040	
在 外 子 会 社 に お け る 送 金 詐 欺 損 失	519	
操 業 停 止 費 用	363	
そ の 他	54	2,636
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>9,999</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,124	
法 人 税 等 調 整 額	388	3,512
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>6,486</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>467</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>6,019</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,733	32,500	146,627	△4,969	205,891
当期変動額					
剰余金の配当			△5,256		△5,256
親会社株主に帰属する当期純利益			6,019		6,019
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		1		55	57
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2			△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△0	763	52	815
当期末残高	31,733	32,499	147,390	△4,916	206,706

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	14,273	△2,843	2,118	13,548	265	7,187	226,892
当期変動額							
剰余金の配当							△5,256
親会社株主に帰属 する当期純利益							6,019
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							57
非支配株主との 取引に係る親会社 の持分変動							△2
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△8,573	△2,440	465	△10,549	△15	182	△10,382
当期変動額合計	△8,573	△2,440	465	△10,549	△15	182	△9,567
当期末残高	5,699	△5,284	2,583	2,998	249	7,370	217,325

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>48,449</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,884</b>
現金及び預り金	42,830	支払手形	2
営業未収金	879	短期借入金	13,235
貯蔵品	9	1年内返済予定の長期借入金	0
前払費用	163	未払金	1,863
短期貸付金	2,640	未払消費税等	345
その他	1,925	前受り金	163
		前受り金	0
		前受り金	272
		前受り金	0
<b>固定資産</b>	<b>214,059</b>	<b>固定負債</b>	<b>74,941</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>17,052</b>	長期借入金	68,051
建物	5,805	繰延税金負債	6,413
構築物	195	関係会社債務保証損失引当金	472
機械及び装置	460	長期預り保証金	4
車両運搬具	19		
工具、器具及び備品	383		
土地	10,187	<b>負債合計</b>	<b>90,826</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,055</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	533	<b>株主資本</b>	<b>165,540</b>
その他	521	<b>資本金</b>	<b>31,733</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>195,952</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>32,922</b>
投資有価証券	29,528	資本準備金	32,920
関係会社株	114,339	その他資本剰余金	1
出資	6	<b>利益剰余金</b>	<b>105,801</b>
長期貸付金	46,556	利益準備金	5,206
破産更生債権	2,196	その他利益剰余金	100,594
長期前払費用	10	固定資産圧縮積立金	5,092
前払金の費用	4,996	別途積立金	46,314
その他	514	繰越利益剰余金	49,187
貸倒引当金	△2,196	<b>自己株式</b>	<b>△4,916</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>5,892</b>
		その他有価証券評価差額金	5,892
		<b>新株予約権</b>	<b>249</b>
<b>資産合計</b>	<b>262,508</b>	<b>純資産合計</b>	<b>171,682</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>262,508</b>

# 損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	6,817	
経営指導料	5,076	
業務受託料	4,176	
資産賃貸料	894	
その他	160	17,125
営業費用		10,622
<b>営業利益</b>		<b>6,502</b>
営業外収益		
受取利息	364	
受取配当金	1,266	
その他	71	1,703
営業外費用		
支払利息	323	
シンジケートローン手数料	84	
その他	30	438
<b>経常利益</b>		<b>7,766</b>
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	67	
その他	0	77
特別損失		
固定資産除売却損	19	
投資有価証券売却損	28	
関係会社株式評価損	1,286	
関係会社債務保証損失引当金繰入額	432	
その他	25	1,793
<b>税引前当期純利益</b>		<b>6,050</b>
法人税、住民税及び事業税	149	
法人税等調整額	85	234
<b>当期純利益</b>		<b>5,815</b>

## 株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	31,733	32,920	—	32,920	5,206	5,173	46,314	48,548	105,242
当期変動額									
剰余金の配当								△5,256	△5,256
固定資産圧縮積立金の取崩						△80		80	—
当期純利益								5,815	5,815
自己株式の取得									
自己株式の処分			1	1					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	1	1	—	△80	—	639	558
当期末残高	31,733	32,920	1	32,922	5,206	5,092	46,314	49,187	105,801

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△4,969	164,926	14,086	14,086	265	179,278
当期変動額						
剰余金の配当		△5,256				△5,256
固定資産圧縮 積立金の取崩		—				—
当期純利益		5,815				5,815
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	55	57				57
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）			△8,194	△8,194	△15	△8,209
当期変動額合計	52	613	△8,194	△8,194	△15	△7,596
当期末残高	△4,916	165,540	5,892	5,892	249	171,682

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年2月9日

東洋インキSCホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 木 秀 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 下 陽 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 歌 健 至 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋インキSCホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月9日

東洋インキSCホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 木 秀 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 下 陽 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 歌 健 至 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第183期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第183期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、前年度、海外子会社の不適切会計に対して設置された特別調査委員会における調査内容を確認し、本年度、その提言に基づいた経営の再発防止策の執行状況を監視し、具体的な改善策が実行され、財務報告に係る内部統制が再整備されたことを確認しております。また、有限責任監査法人トーマツの評価結果も確認しました。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月10日

東洋インキSCホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 石川 隆 ㊟

常勤監査役 垣谷 英孝 ㊟

常勤監査役 野邊 俊彦 ㊟

監査役 池上 重輔 ㊟

監査役 小野寺 千世 ㊟

(注) 常勤監査役垣谷英孝、監査役池上重輔及び小野寺千世は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内略図

## 会場

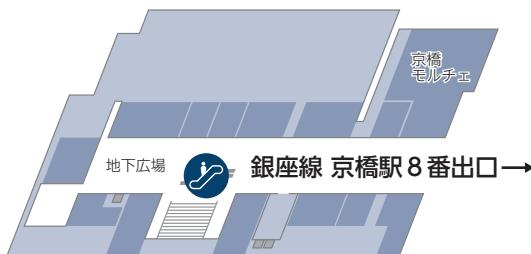
<本社>京橋エドグラン29階  
 東京都中央区京橋二丁目2番1号  
 当社29階会議室 電話03 (3272) 5731

## フロアマップ

### 1階



### 地下1階



- ① 地下1階または1階からエスカレーターで3階オフィスエントランスホールまで上がり、3階から22階直行エレベーターにお乗りください。
- ② 22階スカイロビーでエレベーターを乗り換えて29階総合受付までお越しください。



## 交通のご案内

- JR東京駅八重洲南口 徒歩5分（1階）
- 東京メトロ銀座線京橋駅 8番出口直結（地下1階）
- 東京メトロ有楽町線銀座一丁目駅 7番出口 徒歩5分（1階）
- 都営浅草線宝町駅 A7出口徒歩3分（1階）